

四條畷市から転出される人へ 転出に伴う必要な手続きについて【重要】

転入届は新しい住所に住み始めてから14日以内に行ってください

※正当な理由がなく転入届が遅れると、住民基本台帳法第53条第2項により50,000円以下の過料に処せられる場合があります。また、外国人住民については、改正入管法第71条の2及び3、改正入管法特例法第31条及び第32条により200,000円以下の罰金(虚偽届出の場合は、1年以下の懲役または200,000円以下の罰金)、中長期在留者においては、在留資格の取り消しの対象となり得る場合がありますのでご注意ください。

※転出を取りやめたときは、「転出証明書(オンライン手続きをされた場合はマイナンバーカード)」と本人確認書類を持参のうえ、すみやかに転出取り消しの手続きをしてください。

四條畷市役所
ホームページ



担当部署

制度・手続名	転出届提出後の四條畷市の手続き	担当部署
	新住所地での手続き	

住民登録に関するこ

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	転出届を提出される際に提示してください。 継続利用の手続きが必要です。転入先にマイナンバーカードを持って行ってください。	市民課 田原支所
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	印鑑登録は廃止されるので印鑑登録証を返納してください。 転出届を出されてから新しい住所地に転入するまでの間に印鑑登録証明書が必要になった場合は、お問い合わせください。 必要な人は転入先で新たに印鑑登録の手続きをしてください。	
<input type="checkbox"/> 在留カード <small>とくべつえいじゅうしゃしょう</small>	転入先に転出証明書の他に在留カード・特別永住者証明書を持って行ってください。(お持ちの人のみ)	
<input type="checkbox"/> 特別永住者証		

医療保険・年金・介護保険に関するこ

<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <small>こうきこうれいしゃいりょう</small>	資格確認書を返納してください。 (国民健康保険)転入先で新たに加入の手続きをしてください。 (後期高齢者医療)転入先へ問い合わせください。	保険年金課
<input type="checkbox"/> 国民年金	国民年金手帳を持っている人は転入先で提示してください。	
<input type="checkbox"/> 年金(受給中)	転入先での手続きはありません。	
<input type="checkbox"/> 介護保険	介護保険被保険者証を返納してください。要介護認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 新たに加入の手続きをしてください。	高齢福祉課

生活に関するこ

<input type="checkbox"/> 飼犬登録	転入先で犬の所在地の変更手続きを行ってください。	生活環境課
<input type="checkbox"/> し尿くみ取り	廃止の手続きを行ってください。	
<input type="checkbox"/> 水道料金 <small>すいどうりょうきん</small>	給水中止の手続きを行ってください。 (総務課料金担当 ☎ 072-876-7302)	大阪広域 水道企業団
<input type="checkbox"/> 下水道使用料	転入先へ問い合わせください。	四條畷 水道センター

裏面に続きます

制度・手続名	転出届提出後の四條畷市での手続き 新住所地での手続き	担当部署
--------	-------------------------------	------

ひと にんしんちゅう かた こどもがいる方・妊娠中の人

□児童手当	しょうめつ てつづ 消滅の手続きをしてください。 てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。	
□子ども医療	てんしゅつご しよう 転出後は使用できませんので、医療証・医療券を返納してください。	
□ひとり親家庭医療	てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。	
□未熟児養育医療	じゅうしょへんこう てつづ 住所変更の手続きをしてください。	
□児童扶養手当	てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。	
□市立・私立保育所(園)	たいしょ てつづ 退所の手続きをしてください。	
□認定こども園	てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。	
□市立小・中学校	てんしゅつ てつづ 転出の手続きをした後、今まで通っていた学校から在学証明書と 教科用図書給与証明書の交付を受けてください。	
	ざいがくしょうめいしょ 在学証明書と教科用図書給与証明書を持っていってください。	
□ふれあい教室	たいしつ てつづ 退室の手続きをしてください。	
	てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。	
□妊産婦健康診査	てんしゅつご じょうなわてし にんさん ぶ けんこうしん さ じゅしんけん しょう 転出後、四條畷市の妊産婦健康診査受診券の使用はできません。	
	てんにゅうさき にんさん ぶ けんこうしん さ じゅしんけん こうかん ひつよう 転入先での妊産婦健康診査受診券の交換が必要です。	
		こ し え ん か 子ども支援課
		こ せ い さ く か 子ども政策課
		が っ こ う き ょ う い く か 学校教育課
		せ い し ょ う ね ん い く せ い か 青少年育成課
		ほ け ン せ ん た 一 保健センター

しょう ひと 障がいのある人

じゅうどじょう □重度障がい者医療	てんしゅつ ご しよう 転出後は使用できませんので、医療証を返納してください。
	てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。
とくべつ じ う ふ よう て あて □特別児童扶養手当	じゅうしょへんこう て つづ 住所変更の手続きをしてください。
とくべつしおう しゃ て あて □特別障がい者手当	
じょう じ ふくし して あて □障がい児福祉手当	てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。
しょう ふくし か 障がい福祉課	
じゅきゆうしやしょう へんのう 受給者証を返納してください。	
てんにゅうさき と あ 転入先へ問い合わせください。	

せいきん ほけんりょう みのう ひと 税金・保険料などの未納がある人

□市税・国保料・後期保
納・納付相談を受けてください。
※左記以外の未納については担当部署で納付相談を受けてください。

しゃりょう しょゆう ひと 車両を所有している人

<p>しーしー こ にりんしゃ □ 125cc を超える二輪車</p>	<p>とうろくないよう へんこう ひつよう きん き うん ゆ きよおおさかうん ゆ し きょく 登録内容の変更が必要です。近畿運輸局大阪運輸支局 ( 050-5540-2058)へ問い合わせください。</p>
<p>し じょうなわて し □「四條畷市」の ひょうしき つ しゃりょう 標識を付けた車両</p>	<p>はいしやしんこく おこな ひょうしき ぶれーと へんのう 廃車申告を行い標識(プレート)を返納してください。 とうろくしんこく おこな あら ひょうしき ぶれーと しゅどく 登録申告を行い新たに標識(プレート)の取得をしてください。</p>
<p>けいさんりん けいよんりん □ 軽三輪・軽四輪</p>	<p>とうろくないよう へんこう ひつよう けい じ どうしゃけん さ きょうかい と あ 登録内容の変更が必要です。軽自動車検査協会へ問い合わせください。 けい じ どうしゃけん さ きょうかい たかつき し しょ 軽自動車検査協会 高槻支所( 050-3816-1841)</p>